

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

令和 2 年 2 月 29 日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	○		法律に基づいた十分なスペースが確保されています。運動療育と学習療育のスペースを分け、環境に配慮しています。	今後も運動療育と学習療育のスペースを分け、児童にとって最適な環境に配慮していきます。
	2	○		国の定める基準配置や保育士等の有資格者を十分に満たし、通常の基準より多い配置にしています。	今後も適切な配置を行って参ります。
	3	○		個別療育と集団療育で個々に部屋を分けています。生活動線に沿い、視覚的に児童にも分かりやすいよう配置しています。	今後も視覚的に分かりやすい環境に配慮し今後必要に応じて、事業所の入り口に続く段差には、可動式のスロープ等の設置を検討して参ります
	4	○		運動・学習療育のスペースを分け居心地の良い空間作りと、衛生管理に努め、毎日児童の退所後に机・椅子、道具等も消毒、清掃を徹底し、対応しています。	今後も児童が活動しやすく、清潔で衛生管理の徹底に努め、心地よく過ごせる空間作りを継続して行きます。
業務改善	5	○		定期的に、ミーティングやリフレクション会議を設け、振り返りを行い、職員間の情報交換・共有しています。会議では、職員が意見を出しやすい雰囲気作りを心掛けています。	今後も定期的に会議を行い、業務改善を検討して行きます。
	6	○		評価での意見はもとより、常日頃から保護者の方々のご意見やご要望を元に改善に繋げています。	今後も同様に保護者様のご意向をもとに業務改善に努めて参ります。
	7	○		毎年アンケートにより評価を実施し、全職員で共有と討議を行い、改善に繋がっています。自己評価の結果は、公式 Web サイトで公開しています。	今後も、公式 Web サイトにて公開を行って参ります。
	8	○		第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	第三者による外部評価については今後課題として検討して参ります。
適切な支援の提供	9	○		職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	今後も定期的に事業所内研修を行ない、行政主催の研修等にも積極的に参加して研鑽に努めます。
	10	○		アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	今後も保護者様のご意向を踏まえて客観的視線で支援計画を立案していきます。
	11	○		子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	今後も継続して正確にアセスメントできるように努めて参ります。
	12	○		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	今後も同様に、具体的な支援内容や、個別支援計画を作成していきます。
	13	○		児童発達支援計画に沿った支援が行われている	今後も継続して支援計画に沿った支援が行われるように努めます。
	14	○		活動プログラムの立案をチームで行っている	今後も活動プログラムは随時チームで立案・計画していきます。
	15	○		活動プログラムが固定化しないよう工夫している	今後も固定化しないように図って参ります。
	16	○		子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	今後も適切に個別と集団のそれぞれの活動を組み合わせ、支援計画を立案して参ります。
	17	○		支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	今後も継続して打ち合わせを行って参ります。
	18	○		支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	今後も振り返りで、成果に結びつくことや、支援が必要な課題を話し合い、次の支援に繋げていきます。
関係機関や保護者との連携	19	○		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	今後も継続して記録の記載を徹底し、より良い支援に繋がります。
	20	○		定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	必要に応じ、期間を問わずモニタリングを行い計画の見直しを行います。
	21	○		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	今後も同様に継続して、児発管が参画して参ります。
	22	○		母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	今後も関係機関との関わりを継続し、連携した支援ができるよう努めて参ります。
	23	○		（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等）を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	現時点では受け入れ態勢は整っていませんが、今後、医療的ケア児を受け入れることになった場合、関係機関と綿密な打ち合わせ、人員確保や調整等検討して参ります。
	24	○		（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等）を支援している場合）子どもを主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	現時点では受け入れ態勢は整っていませんが、今後、医療的ケア児を受け入れることになった場合、関係機関と綿密な打ち合わせ、人員確保や調整等検討して参ります。
	25	○		移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	今後も情報共有を行い、児童の課題に向き合い、いつでも相談しあえるような連携を深めて参ります。
	26	○		移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	今後も関係機関等へ支援内容や活動状況等の情報を提供し、児童の移行先での活動に役立てて頂きたいと思えます。
	27	○		他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	今後も関係機関とは積極的に連携を図り、療育・支援の共有をする為、他事業所とも関わって参ります。
	28	○		保育所や認定子ども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	保護者様のご意見等を踏まえ、地域との連携や交流を検討していきます。
保護者への説明責任等	29	○		（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	今後は研修や講義等に積極的に参加して参ります。
	30	○		日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	今後も引き続き保護者様と情報共有・共通理解に努め、電話相談・送迎時（家庭連携時）・連絡帳等のあらゆる機会に情報共有を行っています。
	31	○		保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	今後も継続して、保護者様のお悩みに寄り添う支援を行って参ります。
	32	○		運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	引き続き丁寧で分かりやすい説明を心掛けていきます。
	33	○		児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	ガイドラインに基づいて支援計画を作成しています。保護者様へ支援計画の内容を示す中で、分かりやすい言葉を使ったり、現状のご説明を丁寧に行っています。
	34	○		定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	今後も送迎のみならず、日中も子育ての悩みについての助言を続け、保護者様に寄り添う対応を心掛けて参ります。
	35	○		父母の会の活動を支援したり、保護者同士の連携を支援している	保護者様のご意向に配慮し、保護者様同士や職員とゆっくり交流できる機会を検討して参ります。
	36	○		子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	今後もご意見には出来るだけ迅速な対応を行い、早期解決に努めて参ります。
	37	○		定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	公式 Web サイトのブログでは月 1 回事業所の様子をお伝えし、LINE@ で更新は告知し、また年 4 回季刊誌を発行しています。行事予定や活動概要は、連絡帳やカレンダーに掲載しています。
	38	○		個人情報の取扱いに十分注意している	個人情報は今後も細心の注意を払い、取り扱いや保管を行って参ります。
非常時等の対応	39	○		児童の特性や状況に合わせて十分に配慮した情報伝達を行っています。また保護者様には専門用語を使わず丁寧に分かりやすく伝えるよう心掛けています。	今後も個々の特性を考えながら、情報伝達や意思疎通に配慮して参ります。
	40	○		事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	今年度は行事に地域住民をご招待する企画を行うに至りませんでした。今後は保護者様のご意向をうかがいながら検討して参ります。
	41	○		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	事業所内にマニュアルや対策を貼り出しています。また、災害の発生を想定した訓練や話し合いを行っています。
	42	○		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	年度初めに年間計画を立、定期的に訓練を行っています。
	43	○		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を把握している	事前のアセスメントにて保護者様に服薬やてんかん発作等の状況確認は丁寧な聞き取りを行っています。万一症状が出た場合のマニュアルや、一覧表を作成して、全職員が把握し、緊急事態には適切で最善の対応が行えるよう図っています。
	44	○		食物アレルギーのある子どもに対して、医師の指示書に基づき対応がされている	食物アレルギーについては、契約時の指示書から十分に聞き取り、医師の指示、ご家庭での対応について詳しく話し合い、室内の伝言板にも記載し、全職員で周知徹底に努めています。
	45	○		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	ヒヤリハット報告書を作成し、事例はファイルで保管し、前例を周知し、再発防止に繋がっています。
	46	○		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	虐待責任者を選定し、最低年に 1 回は虐待の職員研修を行い、虐待について共通理解を行っています。
	47	○		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	現時点で該当者はいませんが、利用契約書には身体拘束の禁止が記載されており、生命又は身体を保護するため必要にやむを得ず身体拘束を行う場合はあらかじめ文書により保護者様の同意を得ることにしています。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。